

加賀市国土強靱化地域計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

石川県 加賀市

<目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	基本方針	1
III	計画の内容	2
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標（具体的な目標）	2
3	起きてはならない最悪の事態（被害の想定）	2
4	脆弱性評価 （起きてはならない最悪な事態を回避するための課題などの洗い出し）	4
5	強靱化のための推進方針	4
IV	強靱化のための推進方針整理表	5
V	計画の推進	28

I はじめに

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が制定された。

基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。

基本法制定以降も、地震や台風、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫といった甚大な自然災害が多発するとともに、これまでに建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきていることから、基本法に則り、本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として本計画を策定する。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国の国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を保つとともに、「第 2 次加賀市総合計画」とも整合、連携を図りながら、本市における強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づける。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

3 基本方針

国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図り、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、次の基本方針のもと策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) 公共インフラの整備・耐震化をはじめとする「ハード」事業と、防災教育等による「ソフト」事業の組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- (5) 「自助」（自分の身は自分で守る）、「共助」（近所や地域の方々と助け合う）からなる地域防災力の向上と「公助」（公的な支援）の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携又は役割分担して取り組む。
- (6) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

- (7) 人口減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏ま

えるとともに、既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。

- (8) 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく人口減少対策と相まって強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- (10) 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

Ⅲ 計画の内容

1 基本目標

どのような災害に対しても、次の4項目を「基本目標」として、強靱化の取組を推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標（具体的な目標）

「基本目標」を達成するため、次の6項目を「事前に備えるべき目標（具体的な目標）」として設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

3 起きてはならない最悪の事態（被害の想定）

「事前に備えるべき目標（具体的な目標）」達成の妨げとなる19項目の「起きてはならない最悪の事態（被害の想定）」を設定

【起きてはならない最悪の事態（被害の想定）】

事前に備えるべき目標 (具体的な目標)	起きてはならない最悪の事態 (被害の想定)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-6 豪雪に伴う被害の拡大
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-2 被災地における医療機能等の麻痺
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
	2-4 食料等の安定供給の停滞
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生
	2-6 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞
5 制御不能な二次災害を発生させない	5-1 ため池、ダム、堤防、防災施設の損壊・排水機場など機能不全による二次災害の発生
	5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

4 脆弱性評価（「起きてはならない最悪な事態（被害の想定）」を回避するための課題等の洗い出し）

本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に脆弱性評価（「起きてはならない最悪な事態（被害の想定）」を回避するための課題等の洗い出し）を実施

5 強靱化のための推進方針

脆弱性評価（起きてはならない最悪な事態（被害の想定）を回避するための課題などの洗い出し）の結果に基づき、「起きてはならない最悪な事態（被害の想定）」を回避するための推進方針を定めた。

また、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野として、次の8項目の個別施策分野と4項目の横断分野を設定した。

【施策分野】

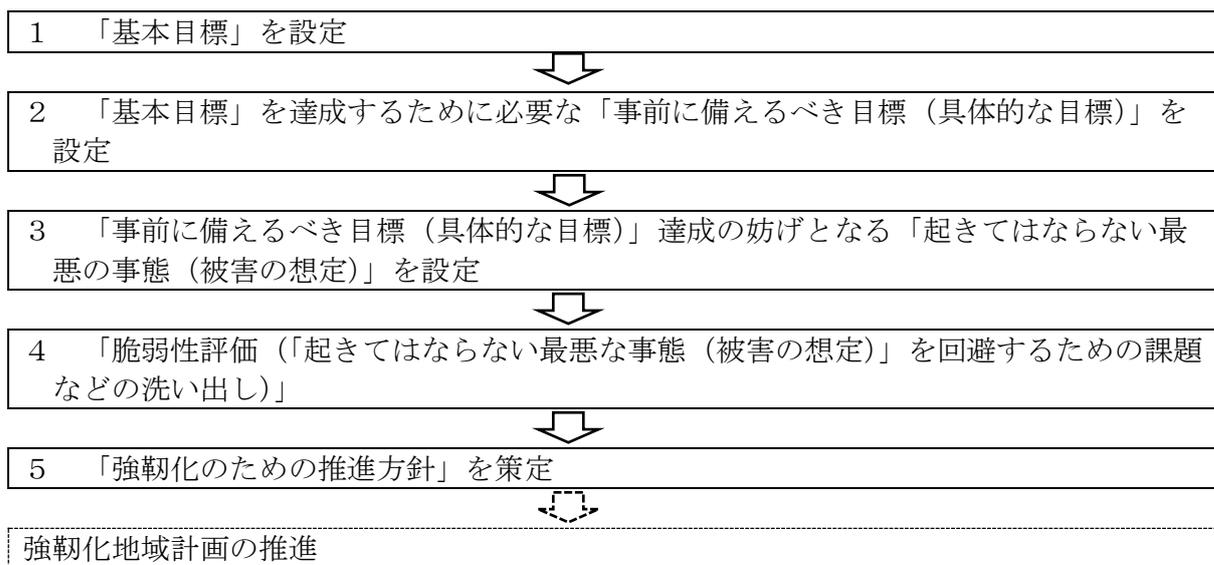
（個別施策分野）

- ①行政機能・防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④ライフライン
- ⑤交通・物流 ⑥農林水産 ⑦国土保全 ⑧環境

（横断分野）

- A リスクコミュニケーション B 人材育成 C 官民連携 D 老朽化対策

【計画策定の流れイメージ図】



IV 強靱化のための推進方針整理表

Ⅲの5により整理した推進方針を「起きてはならない最悪の事態（被害の想定）」ごとに脆弱性の評価（洗い出された課題）や、推進方針、目標指標、関連する計画等ともに次の表のとおり示します。

なお、推進方針の個別項目に示すかつこ書きは、それぞれの施策分野を表します。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<p>1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>
<p>【脆弱性の評価（洗い出された課題）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅をはじめとする建築物等の耐震化が必要 2 建築物の室内安全対策が必要 3 ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要 4 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要 5 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要 6 消防団や自主防災組織の連携強化を図り、地域防災力を向上させることが必要 7 避難行動要支援者への支援体制が必要 8 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
<p>【推進方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の耐震化や長寿命化、及び老朽化対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生後の避難の妨げになるとともに、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。(②住宅・都市) (2) 市民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を進めるとともに、加賀市耐震改修促進計画に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。(②住宅・都市) (3) 市が所有する公共施設においては、国等が示す耐震基準を注視し、必要な耐震診断及び補強・改修事業並びに長寿命化を推進する。(①行政機能・防災教育等、D老朽化対策) 2 建築物内及び避難路の安全対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定等による補強対策の普及・啓発を推進する。(②住宅・都市) (2) 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。(②住宅・都市) (3) 危険ブロック塀等撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。(②住宅・都市) (4) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。(⑤交通・物流) (5) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。(⑤交通・物流) (6) 主要道路の舗装の長寿命化対策として、適切な舗装の維持管理・更新を行う。(⑤交通・物流) (7) 道路照明灯をはじめガードレールや防護柵などの道路付属物や側溝の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を行い、適切な維持管理を行う。(⑤交通・物流、D老朽化対策)

3 空き家対策の推進

- (1) 老朽危険空き家等の解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、地震による倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する。(②住宅・都市)

4 地域の防災力・災害対応力の向上

- (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。(①行政機能・防災教育等、A リスクコミュニケーション、B 人材育成)
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備えて、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を行い、地域の互助と共助による避難支援体制の構築を推進する。(③保健医療・福祉)
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。(①行政機能・防災教育等)
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。(①行政機能・防災教育等)
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。(①行政機能・防災教育等、B 人材育成)
- (6) 各消防分団の団員詰所及び配備している消防ポンプ車や防災資機材等を整備することにより、地域防災力の充実強化を図る。(①行政機能・防災教育等)

5 建物密集地区に対する防火対策の推進

- (1) 建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう市民への指導・周知を図る。(②住宅・都市)
- (2) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。(②住宅・都市)
- (3) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、防火水槽の整備及び用水等自然水利の活用を図る。(②住宅・都市)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	住宅の耐震化率	%	71.8	95
2	地区自主防災組織の設置率	%	95.2	100
3	防災士数	人	272	522
4	消防団員の充足率	%	92.6	95.0

【関連する計画等】

- 1 加賀市地域防災計画
- 2 加賀市耐震改修促進計画
- 3 加賀市公共施設マネジメント基本方針
- 4 加賀市橋梁長寿命化修繕計画
- 5 加賀市舗装個別施設計画
- 6 加賀市空家等対策計画

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 津波浸水想定を検証が必要
- 2 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 3 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 4 津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要

【推進方針】

- 1 津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進
 - (1) 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知を推進する。(①行政機能・防災教育等)
 - (2) 津波避難ビルの指定等、津波避難空間の確保を進めるとともに、実践的な津波避難訓練を行うことによりその実効性を高めていく。(①行政機能・防災教育等)
 - (3) 防災行政無線戸別受信機の整備や各種ICTやAIを活用し情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主防災組織等の安全を確保するために、退避ルールの確立を推進する。(①行政機能・防災教育等)
 - (4) 高齢者、障害者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。(①行政機能・防災教育等)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	防災行政無線（戸別受信機）の整備率	%	15	100

【関連する計画等】

- 1 加賀市津波避難対応マニュアル
- 2 加賀市津波ハザードマップ

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 農業水利施設の改修や補強が必要
- 3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池又は雨水浸透柵等の整備が必要
- 4 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 5 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 6 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 7 要救助者に対する救助体制の構築が必要

【推進方針】

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
 - (1) 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施するとともに、河川管理者による河川改修事業を促進する。(⑦国土保全)
 - (2) 幹線排水路等の整備による浸水対策を推進する。(⑦国土保全)
 - (3) 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。(⑦農林水産、⑦国土保全)
 - (4) 新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。(⑦国土保全)
 - (5) 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。(⑦国土保全)
 - (6) 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。(⑦国土保全)
- 2 防災情報の的確な伝達
 - (1) 必要に応じてハザードマップや加賀市防災ハンドブック（防災先生）等の見直しをするとともに、デジタルツインを用いた3Dマップを活用した浸水想定の研究や、エッジAIを活用した河川の水位判定システムの整備等を図ることで、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。(①行政機能・防災教育等)
 - (2) 防災行政無線や防災メール等を用いて避難情報や気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。(①行政機能・防災教育等)
- 3 各種機関との連携強化
 - (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。(①行政機能・防災教育等)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	公共下水道雨水幹線整備率	%	82.9	82.9

【関連する計画等】

- 1 加賀市洪水ハザードマップ

1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 2 市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- 3 中山間地域をはじめとした集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要

【推進方針】

- 1 土砂災害への対応の強化
 - (1) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。(⑦国土保全)
 - (2) がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に積極的に働きかける。(⑦国土保全)
 - (3) 砂防関連施設で老朽化が進んでいるものについては、修繕や更新等を積極的に県に働きかける。(⑦国土保全)
 - (4) ハザードマップや加賀市防災ハンドブック（防災先生）等により危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報を提供する。(①行政機能・防災教育等)
 - (5) 土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めることで、市民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。(①行政機能・防災教育等)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	土砂災害に備えた関係施設の避難確保計画の策定数	箇所	13	13

【関連する計画等】

- 1 加賀市土砂災害ハザードマップ

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 市民の防災意識を向上させる取り組みが必要
- 3 防災教育や防災活動の推進が必要

【推進方針】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化
 - (1) 防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート、Lアラート、衛星携帯電話等、情報伝達手段の整備にICTを活用する。(①行政機能・防災教育等)
 - (2) 市民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。(①行政機能・防災教育等)
- 2 防災意識の向上及び防災活動の推進
 - (1) 市民への広報活動や防災研修、加賀市防災ハンドブック（防災先生）の配布等を通じ、また、地域に寄り添いながら自主防災マップを作成するなど、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。(①行政機能・防災教育等、Aリスクコミュニケーション)
 - (2) 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画の策定を促進する等、避難意識の向上を推進する。(①行政機能・防災教育等、Aリスクコミュニケーション)
 - (3) 実践的な避難訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を推進する。(①行政機能・防災教育等、Aリスクコミュニケーション)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	地区自主防災組織の設置率 (1-1 再掲)	%	95.2	100
2	防災士数 (1-1 再掲)	人	272	522
3	防災行政無線（戸別受信機）の 整備率 (1-2 再掲)	%	15	100
4	防災メール登録者数	人	6,672	8,000

【関連する計画等】

- 1 加賀市地域防災計画

1-6 豪雪に伴う被害の拡大

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急時における確実な消防車両の出動や、消防水利の確保が必要
- 3 町内会をはじめとした、市民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- 6 交通対策に向けた取り組みの強化が必要

【推進方針】

- 1 除雪体制の強化
 - (1) 積雪深が概ね 15 cmに達し、気象予報等により今後も降雪が続くと予測され、道路交通に支障をきたすと判断した場合に出動する。(⑤交通・物流)
 - (2) 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。(⑤交通・物流)
 - (3) 幹線市道（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援、消融雪設備の整備等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。(⑤交通・物流)
 - (4) 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。(⑤交通・物流)
 - (5) 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。(⑤交通・物流)
 - (6) 消融雪設備を整備する基準等を構築し、物資輸送ネットワークの確保と地下水資源の保全を図る。(⑤交通・物流)
 - (7) 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。(⑤交通・物流)
 - (8) 市が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。(⑤交通・物流、B人材育成)
 - (9) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。(⑤交通・物流)
 - (10) 町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進する。(⑤交通・物流)
 - (11) 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯に対する助成制度の周知を進める。(③保健医療・福祉、⑤交通・物流)
- 2 孤立集落への迅速な対応の実施
 - (1) 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。(⑤交通・物流)
- 3 交通対策に向けた取り組みの推進
 - (1) 公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。(⑤交通・物流)
 - (2) 道路渋滞が発生した際には、市ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。(⑤交通・物流)
 - (3) 渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。(⑤交通・物流)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	消雪装置更新整備延長 (H25～)	km	5.0	7.4

【関連する計画等】

- 1 加賀市道路除雪計画
- 2 加賀市雪害対策計画
- 3 加賀市地域福祉計画

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
【脆弱性の評価（洗い出された課題）】				
1 中山間地域における地域防災力の向上が必要				
2 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路（既存道路を含む）の整備が必要				
【推進方針】				
1 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1 再掲）				
(1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。(①行政機能・防災教育等、A リスクコミュニケーション、B 人材育成)				
(2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備えて、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を行い、地域の互助と共助による避難支援体制の構築を推進する。(③保健医療・福祉)				
(3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。(①行政機能・防災教育等)				
(4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。(①行政機能・防災教育等)				
(5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。(①行政機能・防災教育等、B 人材育成)				
(6) 各消防分団の団員詰所及び配備している消防ポンプ車や防災資機材等を整備することにより、地域防災力の充実強化を図る。(①行政機能・防災教育等)				
2 緊急輸送道路の確保				
(1) 交通ネットワークの遮断による集落の孤立を防止するため、橋梁の耐震化や狭隘道路の改良等を推進する。(⑤交通・物流)				
(2) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、迂回路となり得る林道の整備を推進する。(⑤交通・物流)				
【目標指標】				
	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	防災士数（1-1 再掲）	人	272	522
2	消防団員の充足率（1-1 再掲）	%	92.6	95.0
3	長寿命化補修実施済橋梁数	橋	11	24
【関連する計画等】				
1 加賀市橋梁長寿命化修繕計画				
2 加賀市舗装個別施設計画				

2-2 被災地における医療機能等の麻痺

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- 2 医療施設の耐震化が必要
- 3 災害拠点病院としての機能の維持向上が必要
- 4 医療機関間での連携や医療物資搬送のための道路網確保が必要

【推進方針】

- 1 医療機能等の整備
 - (1) 災害時にDMAT（災害派遣医療チーム）や医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。（③保健医療・福祉）
 - (2) 医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。（③保健医療・福祉）
 - (3) 加賀市医療センターが災害拠点病院の指定要件を満たすよう機能面での強化を図る。また南加賀医療圏の災害拠点病院である小松市民病院と加賀市医療センターが防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて機能の連携強化を図る。（③保健医療・福祉）
- 2 搬送経路の確保
 - (1) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。（1-1再掲）（⑤交通・物流）
 - (2) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。（1-1再掲）（⑤交通・物流）
 - (3) 主要道路の舗装の長寿命化対策として、適切な舗装の維持管理・更新を行う。（1-1再掲）（⑤交通・物流）
 - (4) 道路照明灯をはじめガードレールや防護柵などの道路付属物や側溝の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を行い、適切な維持管理を行う。（1-1再掲）（⑤交通・物流、D老朽化対策）

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	加賀市医療センターの医療従事者用食糧・飲料水備蓄量	日	0	3
2	緊急時受入簡易ベッド数	台	0	10

【関連する計画等】

- 1 加賀市地域防災計画
- 2 加賀市橋梁長寿命化修繕計画
- 3 加賀市舗装個別施設計画

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 救急救助機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 消防水利の整備が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要(1-1 再掲)

【推進方針】

- 1 応急活動を担う機関の機能強化
 - (1) 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。(①行政機能・防災教育等)
 - (2) 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。(①行政機能・防災教育等)
 - (3) 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。(①行政機能・防災教育等)
- 2 応急活動の効率的な展開
 - (1) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。(①行政機能・防災教育等)
 - (2) 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。(①行政機能・防災教育等)
 - (3) 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。(①行政機能・防災教育等)
 - (4) 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。(①行政機能・防災教育等)
 - (5) バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。(①行政機能・防災教育等、B人材育成)
 - (6) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。(1-1 再掲) (⑤交通・物流)
 - (7) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。(1-1 再掲) (⑤交通・物流)
 - (8) 主要道路の舗装の長寿命化対策として、適切な舗装の維持管理・更新を行う。(1-1 再掲) (⑤交通・物流)
 - (9) 道路照明灯をはじめガードレールや防護柵などの道路付属物や側溝の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を行い、適切な維持管理を行う。(1-1 再掲) (⑤交通・物流、D老朽化対策)
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上 (1-1 再掲)
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。(①行政機能・防災教育等、Aリスクコミュニケーション、B人材育成)

- (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備えて、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を行い、地域の互助と共助による避難支援体制の構築を推進する。(③保健医療・福祉)
- (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。(①行政機能・防災教育等)
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。(①行政機能・防災教育等)
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。(①行政機能・防災教育等、B人材育成)
- (6) 各消防分団の団員詰所及び配備している消防ポンプ車や防災資機材等を整備することにより、地域防災力の充実強化を図る。(①行政機能・防災教育等)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	消防団員の充足率 (1-1 再掲)	%	92.6	95.0
2	緊急消防援助隊登録数	隊	4	4
3	救命講習受講者数	人	57,707	66,000
4	耐震性防火水槽設置数	基	63	67

【関連する計画等】

- 1 加賀市橋梁長寿命化修繕計画
- 2 加賀市舗装個別施設計画

2-4 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄が必要
- 2 応援協定業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要
- 3 上水道の応急給水体制の整備が必要
- 4 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要

【推進方針】

- 1 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進
 - (1) 二次避難施設への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、市、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。(①行政機能・防災教育等、B官民連携)
 - (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。(①行政機能・防災教育等、B官民連携)
- 2 上水道の応急給水体制の整備促進
 - (1) 上水道施設の各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。(④ライフライン)
- 3 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。(⑤交通・物流)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	防災備蓄品を配備している二次避難施設数	施設	22	43
2	給水タンクの数(車両含む)	個	6	6
3	給水袋の数(リュックタイプ 6ℓ)	袋	7,200	11,200
4	災害時応急生活物資供給等の協力協定の締結数	件	4	5

【関連する計画等】

- 1 加賀市橋梁長寿命化修繕計画
- 2 加賀市舗装個別施設計画

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 避難所における感染症の予防対策が必要
- 2 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要

【推進方針】

- 1 避難所における感染症対策の推進
 - (1) 平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における段ボールパーティションや段ボールベッド、手指消毒剤等の感染予防用品の整備に努める。（③保健医療・福祉）
 - (2) 感染症の感染拡大防止のために、避難前において、避難所のリアルタイムの混雑状況を地図上で簡単に確認できるようにシステム整備を図る。（③保健医療・福祉）
 - (3) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルとして作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」の活用を図る。
 - (4) 感染症の感染拡大防止のために、現在、避難所に指定していない町民会館や、市内の宿泊施設などを臨時的避難所として開設する。
- 2 災害時におけるトイレの調達手段の確立
 - (1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ）（③保健医療・福祉）

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	麻しん・風しんワクチンの接種率（Ⅰ期※）	%	95.7 (令和元年度末)	97.0 以上
2	麻しん・風しんワクチンの接種率（Ⅱ期※）	%	93.8 (令和元年度末)	95.0 以上

※Ⅰ期：生後12～24ヶ月未満の者

Ⅱ期：小学校就学前1年間の者

【関連する計画等】

- 1 加賀市健やか親子21計画

2-6 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

【推進方針】

- 1 迅速な避難所の開設及び運営
 - (1) 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。(①行政機能・防災教育等、A リスクコミュニケーション)
 - (2) 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所施設の機能向上を推進する。(①行政機能・防災教育等)
 - (3) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を図る。(①行政機能・防災教育等、A リスクコミュニケーション)
 - (4) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。(③保健医療・福祉)
- 2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家やアバターの活用等による心のケア等、関係部局やDWA T（災害派遣福祉チーム）などの機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。(③保健医療・福祉)
 - (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。(①行政機能・防災教育等)
 - (3) 基幹系統からの電力供給が停止した場合でも自立的にエネルギーを供給できるよう避難所となる公共施設に太陽光発電設備等を導入し、分散型電源による防災拠点の強化を図る。(⑧環境)
 - (4) 避難所に移動式非常用電源として電気自動車から電力を供給する設備等の整備を行う。(⑧環境)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	地区自主防災組織の設置率 (1-1 再掲)	%	95.2	100
2	福祉避難所の設置数	箇所	68	69

【関連する計画等】

- 1 加賀市避難所運営マニュアル
- 2 公共施設等太陽光発電導入基本計画

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下				
【脆弱性の評価（洗い出された課題）】				
<ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要 2 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要 5 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要 				
【推進方針】				
<ol style="list-style-type: none"> 1 行政機能の機能保持 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加賀市業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。(①行政機能・防災教育等) (2) 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。(①行政機能・防災教育等) (3) 有線通信の途絶に備え、石川県防災行政無線（衛星系）の有効活用や、防災行政無線（移動系）・衛星携帯電話の整備等、災害時の通信手段の多重化を図る。(①行政機能・防災教育等) 2 支援人員の受入れ体制の構築 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。(①行政機能・防災教育等) (2) 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。(①行政機能・防災教育等) 				
【目標指標】				
	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	災害時相互応援協定締結数	件	43	50
2	災害時受援計画の策定状況	%	0	100
【関連する計画等】				
1 加賀市業務継続計画				

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 ライフライン（上下水道、電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能停止及び風評被害等による経済活動の停滞
【脆弱性の評価（洗い出された課題）】 <ol style="list-style-type: none">1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要2 上水道施設の耐震化が必要3 下水道処理施設及び管路の耐震化、浸水対策等が必要4 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要5 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要6 エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要7 安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要8 業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要9 し尿処理施設の耐震化工事
【推進方針】 <ol style="list-style-type: none">1 災害に対応した交通ネットワークの向上<ol style="list-style-type: none">(1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。 (2-4 再掲) (⑤交通・物流)2 上水道施設の耐震化等の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。 (④ライフライン)3 下水道処理施設及び管路の耐震化、浸水対策等の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 下水道施設やし尿処理施設の計画的な維持管理、耐震化及び更新を促進する。(④ライフライン)(2) 下水道への加入及び合併処理浄化槽の普及を促進する。(④ライフライン)4 各種事業者との連携強化<ol style="list-style-type: none">(1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。(④ライフライン)(2) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。(④ライフライン)(3) エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を図る。(④ライフライン)5 減災への取り組みの推進<ol style="list-style-type: none">(1) 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を図る。(④ライフライン)6 事業者による事業継続計画策定の促進<ol style="list-style-type: none">(1) 事業者による業務継続計画の策定を推奨し、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。(④ライフライン)

7 し尿処理施設の耐震化の推進

- (1) し尿処理施設は、改築更新時に耐震化を図るとともに、既存水槽類においては防食工事を施し、災害時の大規模損壊を回避することで、施設機能の早期回復が可能な施設として整備する。し尿処理施設の機能停止時は、受入槽、貯留槽でのし尿の一次受入を行い、機能復旧後速やかな処理を行う。なお、受入槽、貯留槽の受入が困難になると想定される場合に、下水道施設へし尿を転送し、滞りのない処理を遂行する。(④ライフライン)
- (2) 避難所からのし尿対策は、マンホールトイレの速やかな設置により、下水処理施設の処理割合を増やすことで、し尿処理量の抑制を図り、し尿処理施設での処理負荷が急激に増加しないよう調整を図る。(④ライフライン)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	上水道基幹管路の耐震化率 (導水・送水・配水本管)	%	18.3 (R元年度末)	18.8
2	マンホール浮上対策実施数	基	7	7
3	し尿処理施設の耐震化率	%	60	100

【関連する計画等】

- 1 加賀市水道事業ビジョン

5 制御不能な二次災害を発生させない

5-1 ため池、ダム、堤防、防災施設の損壊・排水機場など機能不全による二次災害の発生				
【脆弱性の評価（洗い出された課題）】				
1 農業水利施設の改修や補強、耐震化が必要				
2 ため池ハザードマップの周知など、ソフト対策と並行した災害対応力の強化が必要				
3 揚排水機場の計画的な耐震化が必要				
【推進方針】				
1 農業水利施設の整備及びため池ハザードマップの周知				
(1) 被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。また、ため池ハザードマップを有効に活用するため、地域住民への周知を図るとともに、ため池の整備には地元の合意形成など時間を要することから、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を推進していく。(⑦農林水産)				
(2) 排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の老朽化による能力の低下や湖沼の発生を防ぐために計画的な予防保全策を実施する。また、基幹排水路の適切な管理、排水機場耐震化計画の策定とともに、順次、点検による機能診断を実施し、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。(⑦農林水産)				
【目標指標】				
	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	ため池耐震調査率（対象3池）	%	100	100
【関連する計画等】				
1 ため池ハザードマップ				

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要
- 3 新たな農林業の担い手の確保、育成が必要

【推進方針】

- 1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進
 - (1) 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。(⑦農林水産)
- 2 災害に強い森林づくりの推進
 - (1) 森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防止等、森林整備を計画的に推進する。(⑦農林水産)
- 3 農林業の担い手の確保・育成
 - (1) 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取り組みを推進する。(⑦農林水産)

【関連する計画等】

- 1 加賀農業振興地域整備計画

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークが分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
【脆弱性の評価（洗い出された課題）】				
<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要 2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要 3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要 				
【推進方針】				
<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に対応した交通ネットワークの向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。 (2-4 再掲) (⑤交通・物流) (2) 建設業協会との協定に基づく災害訓練を実施する等、平時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。(C官民連携) 2 複数の輸送ルートの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、緊急輸送道路の迂回路となり得る林道の整備を推進する。(2-1 再掲) (⑤交通・物流) 				
【目標指標】				
	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	緊急輸送道路の橋梁における耐震化済み数	橋	0	2
【関連する計画等】				
<ol style="list-style-type: none"> 1 加賀市橋梁長寿命化修繕計画 2 加賀市舗装個別施設計画 				

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要
- 3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要
- 6 ごみの減量化やリサイクル向上に向けた取り組みが必要
- 7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

【推進方針】

- 1 災害廃棄物の処理対策の推進
 - (1) 市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理体制の整備を推進する。(⑧環境)
 - (2) 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する。(⑧環境)
 - (3) 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。(⑧環境)
 - (4) 大規模災害に対応した、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。(⑧環境)
- 2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築
 - (1) 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、市民に対して適切に周知できる体制を構築する。(⑧環境)
- 3 ごみの減量化やリサイクルの向上
 - (1) 災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクルの向上を図る。(⑧環境)
 - (2) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。(⑧環境)

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	g/人・日	544	510
2	事業系ごみの総排出量	t/年	9,168	9,412
3	ごみリサイクル率	%	12.0	14.6
4	家庭系ごみの年間総排出量	t	16,347	15,652

【関連する計画等】

- 1 加賀市ごみ処理基本計画
- 2 加賀市災害廃棄物処理計画

6-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【脆弱性の評価（洗い出された課題）】

- 1 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要
- 5 円滑な復旧・復興を図るために地籍調査の推進が必要

【推進方針】

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上（1-1 再掲）
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。（①行政機能・防災教育等、A リスクコミュニケーション、B 人材育成）
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備えて、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を行い、地域の互助と共助による避難支援体制の構築を推進する。（③保健医療・福祉）
 - (3) 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。（①行政機能・防災教育等）
 - (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。（①行政機能・防災教育等）
 - (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。（①行政機能・防災教育等、B 人材育成）
 - (6) 各消防分団の団員詰所及び配備している消防ポンプ車や防災資機材等を整備することにより、地域防災力の充実強化を図る。（①行政機能・防災教育等）
- 2 災害ボランティアの活動環境の整備
 - (1) 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。（①行政機能・防災教育等、B 人材育成）
- 3 建設産業の担い手確保・育成
 - (1) 社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保するため、業界団体と行政及び市民（住民）が連携して、担い手の確保・育成、市民協働に取り組む。（B 人材育成、C 官民連携）
- 4 地籍調査の推進
 - (1) 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。（⑦国土保全）

【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度末)
1	防災士数（1-1 再掲）	人	272	522
2	地区自主防災組織の設置率 （1-1 再掲）	%	95.2	100
3	地籍調査進捗率	%	13.8	15.2

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態（被害の想定）ごとの推進方針で設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握・管理しながら、全庁連携により、本計画を推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢や国土強靱化施策の推進に係る環境等が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画の見直しができるものとする。

加賀市国土強靱化地域計画
令和3年4月

加賀市総務部危機対策課
TEL 0761-72-7891